

栃ト協発第37号
平成21年5月15日

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成21年度ディーゼル微粒子除去装置装着助成のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年度環境エネルギー対策事業の一環としてディーゼル微粒子除去装置装着に係る導入費用の一部について助成することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要領に基づき実施することになりましたので、ご案内いたします。

記

1. 申請期間 平成21年5月15日(金)～平成22年3月1日(月)
但し、平成21年4月1日から平成22年2月28日までに導入したものが対象。(事後申請)
2. 助成金額 (1)車両総重量8t以上 一律 70,000円/台
(2)車両総重量8t未満 一律 50,000円/台
予算枠に達した時点で打ち切りになりますので容赦願います。
3. 助成対象 ・八都県市指定粒子状物質減少装置(酸化触媒及びDPF)。
・平成21年4月1日から平成22年2月28日までに装置の装着を完了し、支払が終了する装置とする。
4. 申請要領 別添の様式A「ディーゼル微粒子除去装置装着助成事業報告書(助成金交付請求書)」に必要事項を記入し、(1)請求書の写し(2)領収書の写し(3)装着証明書の写し(4)装着した車両の自動車検査証の写しを添えて申請する。

[問合せ先] (社)栃木県トラック協会 業務部(鈴木、横山)

TEL 028 - 658 - 2515 FAX 028 - 658 - 6929

ディーゼル微粒子除去装置助成金交付要綱

平成21年4月1日制定
社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(社)栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う、ディーゼル微粒子除去装置装着に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「ディーゼル微粒子除去装置」(以下「装置」という)とは、国土交通大臣又は地方公共団体が認定したDPF及び酸化触媒、並びにその他の軽油を原動機の燃料とする自動車から排出される粒子状物質を減少させる装置をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに購入して取り付ける会員事業者に対して助成を行う。

- 2 会員事業者とは助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。
- 3 但し、栃ト協会費等の未納がある会員は、その限りではない。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、DPF・酸化触媒方式のいずれも同額とし、次の通りとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| ア．車両総重量8t以上 | 一律70,000円/台 |
| イ．車両総重量8t未満 | 一律50,000円/台 |

(助成対象車両)

第5条 助成の対象となる車両は、会員事業者保有の事業用貨物自動車で栃木県を使用の本拠の位置とする車両に限る。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 申請事業者は、装置の装着を完了させ、様式Aにより「ディーゼル微粒子除去装置助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

- ア．請求書の写し
- イ．領収証の写し
- ウ．装着証明書の写し
- エ．装着した車両の自動車検査証の写し

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条のディーゼル微粒子除去装置助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第8条 事業者は、交付対象となった装置が申請後2年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但しあらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 栃ト協は、事業者が行う第6条の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

(附則)

1. 本要綱は平成21年4月1日より適用する。
2. 助成金の送付に係る送金手数料等は、事業者負担とする。

